

大阪府生活環境保全条例等の改正に関する事業者向け説明会等における主な質疑応答

No.	質問	回答
1	洗浄施設は水質で規制対象となっているが、大気で規制対象となる理由はなぜか。	洗浄施設は府条例VOC規制でも対象施設となっていたように、主に揮発性有機化合物が大気中に排出されるものを抑制するという目的で規制対象としたもの。水質では公共用水域の水質環境の保全目的、大気では大気環境の保全を目的としており、目的が異なる。
2	クロム及び三価クロム化合物は排出基準が猶予されるが、測定義務はあるのか。測定方法は定められているのか。	測定義務も猶予される。測定方法は日本産業規格（JIS）で全クロムが規定されているが、クロム及び三価クロム化合物の測定方法としては定められていないので、排出基準を定める段階で測定方法について検討する予定。
3	塗料製造をしており製品の試験用に吹付塗装施設があるが、これは対象外と考えてよいか。	試験用であるため対象外と考える。
4	年に1回程度の使用頻度であるが、届出は必要か。	原則として届出必要。
5	廃棄物処理を目的にジクロロメタンを含む廃液を蒸留し蒸留物と残渣とを分ける反応施設があるが届出は必要か。いずれも廃棄物として処理し焼却も行わない。	製造工程でないこと、廃棄物焼却炉でないことから、規制対象施設には該当しないと考えられる。
6	原料の中に有害物質が何%以上であれば規制対象になるといった数字はあるのか。	何%以上という線引きはなく、大気中に有害物質の排出のおそれがあれば規制対象となる。
7	「大阪府における揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制に係る推奨ガイドライン」は義務か。	法令で義務付けているものではないが、排出抑制のためにガイドラインに沿った対策をお願いしたいと考えている。
8	塗料中にトルエンが含まれる。既に条例の何らかの届出をしている既設の吹付塗装施設や乾燥施設があるが、届出は不要か。	条例の粉じん規制及びばいじん規制といった他の区分で届出がされていても有害物質規制で届出がなければ使用届の提出が必要。吹付塗装施設については有害物質規制の新規追加施設であることから、排風機能力が100m <sup>3</sup> /分以上であれば使用届の提出が必要。乾燥施設は従来より有害物質規制対象施設であることから、過去の届出状況を確認されたい。有害物質区分で届出がない場合新規有害物質の排出があれば使用届が必要。なお、トルエンのみが排出され排風機能力10m <sup>3</sup> /分未満であれば規制対象外。
9	吹付塗装施設の処理装置設置は必要か。	排出する物質が濃度基準適用の場合、条例での基準値を算出した上で排出濃度がその基準を遵守していれば処理装置を設置しなくても構わない。ただし「大阪府における揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制に係る推奨ガイドライン」に基づき設置を推奨しているところ。
10	原料に硫酸ニッケルを含む混合施設があるが、ただ混ぜるだけだが規制対象となるか。	原料に規制対象物質が含まれており、化学反応や物理変化により排出ガスとして排出のおそれがあれば規制対象となる。
11	ニッケル化合物について、原材料の合金にニッケルが含まれる場合は規制対象となるか。	ニッケルは金属単体は規制対象外で化合物のみが規制対象となる。原則として合金は化合物に含まれないと考えられるため今回規制対象外と考えられるが、念のため原料メーカー等にニッケル化合物が存在しないかを確認されたい。
12	資料のよくある質問の間16に関連し、洗浄剤以外に含まれる有害物質はどう考えればよいか。	洗浄時のみ排出されるのであれば対象外と考えられる。ただし製品製造の原料等に含まれるのであれば、製造工程中に排出されるかどうか確認いただき、製造工程中に排出があれば届出対象となる。
13	洗浄施設にスクラバーは含まれるのか。	排ガス洗浄を目的としたスクラバーは、製造の用に供する洗浄施設には該当しない。

14	クロムを取り扱っている電気めっき施設も規制対象となるのか。規制対象となる場合、その排ガスを処理しているスクラバーも規制対象となるのか。	電気めっき施設は規制対象施設に該当し、六価クロムめっきの場合は従来より規制対象であるが、今回クロム及び三価クロム化合物を規制対象に追加したことから、クロムを取り扱っている電気めっき施設は原則全て規制対象になる。 なお、スクラバーは規制対象施設に該当しないが、届出施設からの排ガスを処理する施設として、電気めっき施設の届出にその情報の記載が必要である。
15	排出口が複数ある場合は全ての濃度測定をする必要があるのか。	全ての排出口で排出基準を順守する必要があるため、原則として全ての排出口での測定が必要。
16	他の業者が使用している機械の部品を預かり洗浄している洗浄施設があるが、これは届出対象となるか。	製品製造の用に供しないと考えられるので届出対象外である。
17	使用届の提出までに有害物質の濃度測定を行い、その結果を使用届出書に記載する必要があるか。	測定を実施していなければ、未測定でも構わないのでまずは期限内に使用届を提出していただきたい。 測定はできるだけ規制基準の適用までに行い各届出先へ報告することをお願いしたい。その際、排出基準を超過していれば処理装置の見直し等を検討いただき、排出施設や処理装置に変更があれば変更届の提出が必要となる。 なお、設備構造基準から濃度基準に変更される物質についても、使用届の提出以外は上記と同様の対応をお願いしたい。